



介護保険料の仮徴収と本徴収について

今月は、介護保険料の仮徴収と本徴収について、紹介します。

◆◆ 10月から本徴収が始まります。◆◆

65歳以上の方の介護保険料は、年額（大崎町では、54,000円を基準として、6段階で設定）を6回に分けて納めていただいています。納めていただく時期（納期）は仮徴収期間においては、4月・6月・8月の3回、本徴収期間においては、10月・12月・2月の3回を設けています。

なお、介護保険料の年額は前年中の所得をもとに決定される市町村民税の課税状況や本人の所得を基にして決定されますが、当該年度の市町村民税の課税状況は、前年中の所得が確定する6月頃でなければ決定しません。

このようなことから、仮徴収期間においては、その年度に納めていただく介護保険料が決まらないため、前年度の本徴収期間に納めていた額を、仮の保険料として設定することになります。これは、年間の保険料が確定した後に徴収することになれば、納期の回数も制限されることにより、1期あたりの負担が重くなってしまうため、年額保険料が決まる前の、4月・6月・8月徴収分については、前年度の2月に徴収した金額と同程度の額を納めていただくことになっています。これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。これを本徴収といいます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

●本徴収について

- ・ 本徴収の額は、年額保険料との調整などが生じることから、仮徴収期間（4月・6月・8月）に納めていた額と大きく異なることがあります。
- ・ 仮徴収期間までは、普通徴収（納付書による納付）で納めていても、10月から特別徴収（年金から天引き）になることがあります。
- ・ 特別徴収の対象年金が老齢や退職に伴う年金のほかに、今回の法改正に伴い障害年金や遺族年金も追加されましたので、普通徴収で納めていた方が、特別徴収になることがあります。

